

北本市設計委託最低制限価格取扱試行要綱

(令和5年3月20日市長決裁)

最終改正 令和7年3月31日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、北本市が発注する建設工事に係る設計・調査・測量業務委託（以下「設計委託」という。）の一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）を執行するに当たり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10第2項（令第167条の13により準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により設定する最低制限価格の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(対象とする契約)

第2条 この要綱は、原則として、競争入札により設計額が100万円を超える設計委託の契約を締結しようとする場合について適用する。ただし、単価契約を除く。

(最低制限価格の設定)

第3条 最低制限価格は、別表に掲げる業種の種類ごとに、予定価格の算出の基礎となった同表①から④までに掲げる額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）の合計額に100分の110を乗じた額とする。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額が次の各号に掲げる場合は、当該各号に掲げる額とする。

(1) 測量業務 その額が予定価格に10分の8.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の8.2を乗じて得た額とし、当該予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の6を乗じて得た額とする。

(2) 建築関係の建設コンサルタント業務 その額が予定価格に10分の8.1を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の8.1を乗じて得た額とし、当該予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の6を乗じて得た額とする。

(3) 土木関係の建設コンサルタント業務 その額が予定価格に10分

の 8. 1 を乗じて得た額を超える場合にあっては 10 分の 8. 1 を乗じて得た額とし、当該予定価格に 10 分の 6 を乗じて得た額に満たない場合にあっては 10 分の 6 を乗じて得た額とする。

(4) 地質調査業務 その額が予定価格に 10 分の 8. 5 を乗じて得た額を超える場合にあっては 10 分の 8. 5 を乗じて得た額とし、当該予定価格に 3 分の 2 を乗じて得た額に満たない場合にあっては 3 分の 2 を乗じて得た額とする。

(5) 補償関係コンサルタント業務 その額が予定価格に 10 分の 8. 1 を乗じて得た額を超える場合にあっては 10 分の 8. 1 を乗じて得た額とし、当該予定価格に 10 分の 6 を乗じて得た額に満たない場合にあっては 10 分の 6 を乗じて得た額とする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合は、対象となる設計委託の予定価格に 10 分の 6 から 10 分の 8. 1 まで（測量業務にあっては 10 分の 6 から 10 分の 8. 2 まで、地質調査業務にあっては 3 分の 2 から 10 分の 8. 5 まで）の範囲内で設けることができる。

（入札の執行）

第 4 条 前条の規定により最低制限価格を設けた場合において、最低制限価格を下回る価格をもって申込みをした者があるときは、当該申込みをした者は失格とする。

2 前項の場合において、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者があるときは、入札事務を執行する職員は、これらの者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とするものとする。

（委任）

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則（令和 5 年 3 月 20 日決裁）

1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の日以前に公告又は指名通知を行った契約については、なお従前の例による。

附 則（令和 7 年 2 月 1 3 日決裁）

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以前に公告又は指名通知を行った契約については、なお従前の例による。

附 則（令和 7 年 3 月 3 1 日決裁）

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以前に公告又は指名通知を行った契約については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額